

 **アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを
活用した多面的アプローチ**

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

全国トップレベルの実績と共に先進モデルとして認知されてきたS.S.F.の支援実践

**社会的に孤立する若者へのアプローチと
ネットワーク活用型支援を実践した佐賀県における
全国トップレベルの実績は若年無業問題の
社会的な改善をもたらしている！**

～社会的な変化(結果)から実証されたS.S.F.によるアウトリーチ活動の有用性～

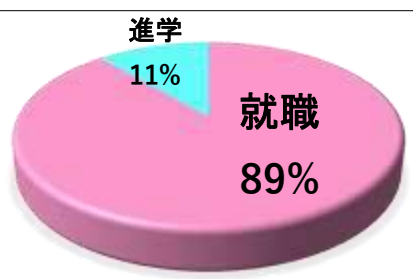
若年無業者数減少率N0.2に象徴されるアウトリーチ型の佐賀サポステの有効性

～専門性の高いアウトリーチノウハウによって可能となった「社会的ひきこもり」等社会的に孤立する若者の支援への誘導と伴走型の自立支援～

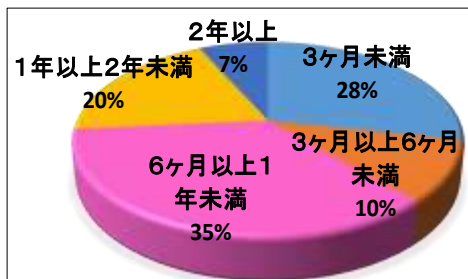
佐賀県におけるサポステの進路決定者数の推移

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	計
進路決定者	27	130	256	256	314	396	334	460	414	306	159	3052

【H28年度の進路決定内訳】



【H28年度進路決定までの期間】



H26年度以降は仮登録制度等入口段階でのアウトリーチ対象者の除外等関連制度との徹底的な棲み分けが求められた他、実績カウント方法の変更等で、佐賀県のサポステが最も不利な影響を受けている。名目上の実績が押し下げられているが、実際は、数字上は表現されていない相談件数や就職等進路決定実績が大幅に増加。

全国のサポステとの比較

アウトリーチの有効性は明らか!

アウトリーチ対象者が全体4～5割!

- 22年度(10月～4月) 進路決定者数全国1位(6か月後)
- 23年度(4月～10月) 進路決定者数全国2位(当該月)
- 24年度(4月～1月) 進路決定者数全国2位(当該月)
- 25年度(4月～3月) 進路決定者数全国2位(当該月)
- 26年度(4月～3月) 進路決定者数全国3位(当該月)
- 27年度(4月～3月) 進路決定者数全国2位(当該月)
- 28年度(4月～9月) 進路決定者数全国69位(!?) (当該月)

※26年度から実施された事業スキームの大幅な変更はアウトリーチを用い重篤ケースを支援し実績をあげてきた佐賀県に年々深刻な影響を及ぼしている。


【佐賀県における若年無業者数】

H19年4900名(2.5%) ⇒ H24年3400名(2.0%)
 ※1500名の減少(総務省:就業構造基本調査)

全国で高止まりする中で佐賀県は社会的な結果を残している:若年無業者が減少(改善率は全国2位)

アウトリーチと重層的な支援ネットワークを活用した多面的援助アプローチが有効に機能している



 **アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを
活用した多面的アプローチ**

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

**S.S.F.は行革以降の5事業年度のみで
全国2,017カ所からの講師派遣及び
視察受入依頼に応える公益重視の活動を展開**

～佐賀県及び佐賀市発の取組は全国において先進モデルの一つに位置づけられている！～
※H29年度は過去最高を更新し全国520カ所からの視察・研修講師派遣依頼に応じている！



全国トップベルの実績を有するS.S.F.のアウトリーチノウハウを基軸とした革新的取組

～先進モデルとして全国から注目を浴びる「佐賀県」「佐賀市」がリードする自治体とS.S.F.との協働による自立支援～

徹底した公益重視の運営：行革以降の直近5カ年で全国各地2,017か所を超える視察受入及び講師派遣要請に応じている！

【視察受入】

横浜市議会常任委員会
内閣府政策統括官付参事官
厚生労働省総務課
岩手県盛岡広域振興局保健福祉環境部保護課
大阪府豊中保健福祉部福祉事務所
新潟県議会
福岡県遠賀郡岡垣町教育委員会
特定非営利活動法人コースター
埼玉県川越市議会議員
兵庫県西脇市議会議員
公益財団法人大分県総合雇用推進協会
特定非営利活動法人サポートセンターゆめさき
和歌山県
株式会社第三文明社
熊本市ひきこもり支援センター「りんく」
NPO法人抱撲
仙台市南部発達相談支援センター
滋養泉立精神保健福祉センター
社会福祉法人グリーンコープ
神奈川県議会議員
大分県農林水産課
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
厚生労働省政策統括官付政策評価官室
鹿児島県いちき串木野福祉事務所
福岡県田川市
滋養泉労働協センター事業団
鹿児島県日置市
沖縄県労働福祉基金協会
長崎県社会福祉法人雲仙市社会福祉協議会
佐賀県議会
熊本県合志市
福岡県社会福祉法人大牟田市社会福祉協議会
宮崎県宮崎市自立相談支援センター
鳥根県益田市教育委員会
東京都葛飾区議会
山口県下関市社会福祉協議会
沖縄県名護市役所
神戸光有会アメリホーム夢野
首都東京大学
慶応大学、佐賀大学
大分大学、北九州大学
福岡県久留米市
社会福祉法人鳥根県社会福祉協議会
社会福祉法人全国社会福祉協議会 地域福祉部
栃木県若年者支援機構
厚生労働省キャリア形成支援課
熊本県社会福祉法人菊愛会
東京都杉並区議会議員

北海道石狩市議会議員
長崎県佐世保市保健福祉部生活福祉課
ピアサポートネットしや
釧路市生活相談センター
福岡県糸島市役所
NPO法人スクール・アドバイザー・ネットワーク
東京都町田市議会
岡垣町青少年健全育成町民会議
鹿児島県いちき串木野市
福岡県議会議員
東京都調布市
露島・大隅若者サポートステーション
千葉市議会
NPO法人みらいず
特定非営利活動法人ライフサポートはる
読売新聞、朝日新聞、佐賀新聞
福岡県社会推進部青少年課
長崎県福祉保健部こども政策課こども未来課
三養UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
熊本県那陽郡菊陽町
NPO法人カクワ場
みずほ情報総研株式会社
市民ネットワーク北海道
三重県鈴鹿市議会
奈良県
佐賀市議会
NPO法人全国コミュニティライフサポートセンター
山口県平生町社会福祉協議会
グループホーム&デイサービスもみの木
日本フードレイジング協会
福井大学大学院
特定非営利活動法人ワークリンク
長崎市議会、長崎市生活福祉課
OECD
北海道北広島市議会
厚生労働省政策統括官付政策評価官室
愛知県名古屋市中区・暮らし自立サポートセンター
沖縄県うるま市
鳴門教育大学
明治学院大学社会学部社会福祉学科
社会福祉法人全国社会福祉協議会 地域福祉部
厚生労働省 振興局地域福祉課生活困窮者自立支援室
若手県盛岡広域振興局保健福祉環境部保護課
京都府自立就労サポートセンター

※他多数につき割愛

【講師派遣】

【東京都】日本臨床心理士会定期研修
【愛知県知多市】内閣府ユースアドバイザー養成講習会
【大阪府豊中市】雇用労働課主催若者の就労相談支援研修
【福岡県小倉市】日本精神衛生学会シンポジウム
【福岡県糸島市】厚生労働省自立相談支援員主任相談員研修
【神奈川県横浜】就労準備支援事業担当者養成研修会
【神奈川県横浜市】若者総合相談センター職員研修
【福岡県】第33回中国、四国、九州地区生涯教育実践研究交流会
【沖縄県沖繩市】沖縄県生活困窮者自立支援制度人材養成研修
【東京都】都道府県、政令指定都市ひきこもり対策推進事業
【福岡県福岡市】思春期訪問相談員養成講座
【熊本県】ひきこもり訪問サポーター養成研修
【福岡県福岡市】伴走型支援士1級認定講座
【東京都】衆議院議員会館青年委員会政策勉強会
【滋賀県】滋養泉県民会議、県精神保健福祉センター主催研修
【宮崎県日向市】日向市社会福祉協議会地域でつくる子ども若者支援
【奈良県吉野郡】奈良若者支援ネットワーク主催研修&シンポジウム
【和歌山県田辺市】ひきこもり支援啓発講演会
【東京都】東京大学主催GLC TechTalk BBS
【岡山県】おかやま自立支援フォーラム
【福岡県】全国ひきこもりKHI親の会福岡大会
【北海道札幌市】KHIはなます主催ひきこもり学習会
【奈良県天理市】ユースアドバイザー養成研修
【東京都】日本産業精神保健学会
【高知県】訪問支援基礎講座
【佐賀市】九州ブロック児童相談所長会、児童福祉司研究協議会
【山口県防府市】伴走型を考えるフォーラム
【宮城県仙台市】伴走型支援士認定講座
【東京都】平成26年度内閣府アウトリーチ研修
【徳島県】徳島県ひきこもりサポーター養成研修
【兵庫県】生活困窮者自立支援全国研究交流大会
【鳥根県益田市】困難を有する子ども若者支援事業定例研修会
【愛知県一宮市】子ども若者支援ネットワーク推進タウニング
【大阪府茨木市】ユースアドバイザー養成講習会
【福岡県】全国若者支援ネットワーク機構主催フォーラム
【長野県】平成27年度人材養成講習会
【広島県三原市】STOP自殺若者の社会参加が地域を元気にする研修会
【栃木県】県子ども若者ひきこもり総合相談センター研修
【秋田県】県精神保健福祉協会研修会

【北海道石狩市】ユースアドバイザー養成講習会、定例会議
【東京都】内閣府主催支援ネットワーク強化研修
【宮城県】県若者就業準備支援事業担当者研修
【広島県】第14回やまぶし若者講演会
【神奈川県】若者自立相談支援事業就労支援員後期研修
【山口県】第4回ユースアドバイザー養成研修会
【東京都品川区】就労準備支援事業担当者養成研修
【徳島県徳島市】KHI徳島つばめの会主催講演会
【佐賀県】九州教育学会
【大阪府】若者の生活とテラシー研究会
【沖縄県那覇市】沖縄大学士理教養講座オープニングトーク
【大阪府高槻市】高槻市主催「大学生がやってくる」J.S.F.の訪問支援
【福岡県志免町】志免町教育委員会主催若者青年健全育成講演会
【東京都】全国若者支援ネットワーク形成のための研修会
【東京都】平成26年度社会福祉推進事業フォーラム
【佐賀市】佐賀市教育委員会主催「時の集い」
【鳥根県】鳥根県連絡協議会
【東京都】日本臨床心理士会役員会研修
【長崎県五島市】五島サポートステーション3周年記念講演
【佐賀市】佐賀県次世代育成支援対策協議会
【東京都】内閣府アウトリーチ研修後期
【大阪府岸和田市】ユースアドバイザー養成研修
【愛知県知多市】内閣府ユースアドバイザー養成講習会
【東京都】全国若者支援ネットワークシンポジウム・分科会
【東京都】NPO法人カクワ場職員研修
【茨木市】子ども若者支援地域ネットワーク形成のための研修
【北九州市】NPO法人抱撲主催厚生労働省社会福祉推進事業
【熊本県】子ども若者の「生きる力」を育む研究会
【東京都】生活困窮者自立支援制度従事者養成研修
【鳥根県大田市】ユースアドバイザー養成講習会、定例会議
【沖縄県那覇市】沖縄大学地域研究所リサーチ講座
【福岡県春日市】福岡県社会福祉士会地域社会・多文化委員会
【東京都】NPO法人エン・フォーム主催研修会
【宮崎県宮崎市】私立学校人権啓発地区研修会
【東京都】開業地スクールソーシャルワーカー連合研修会
【奈良県吉野郡】奈良若者支援ネットワーク主催研修&シンポジウム
【愛媛県】若者自立支援フォーラム
【東京都】慶應義塾大学経済学部「生活保障の再構築」他多数

【公的委員】

【公的委員等】※平成27年11月1日現在
○「子ども若者育成支援推進計画」評価会議 構成委員（内閣府）
○生活困窮者自立支援制度人材養成研修事業企画・運営委員会（厚生労働省）
○生活困窮者自立支援制度人材養成研修事業就労準備支援事業従事者養成研修企画部委員（厚生労働省）
○生活困窮者自立支援制度人材養成研修事業就労準備支援事業企画部委員（厚生労働省）
○佐賀県職業能力開発審議会委員（佐賀県農林水産商工本部雇用労働課）
○佐賀県子ども若者支援地域協議会委員（佐賀県こども未来課）
○佐賀県若年者育成県民会議の在り方検討委員会委員（県民会議）
○佐賀県社会教育委員（佐賀県教育委員会）
○佐賀市福祉・就労支援運営協議会委員（佐賀労働局）
○佐賀市地域福祉計画策定推進委員会（佐賀市）
○佐賀市地域福祉活動計画策定推進委員会（佐賀市社会福祉協議会）
○「生活困窮者自立支援法」における就労準備支援事業評価ガイドライン作成事業委員会（厚生労働省社会福祉推進事業）
○困難状態にある子ども若者に対する学習支援および総合的伴走型支援に関する調査・研究事業委員会（厚生労働省）
○一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク 研修委員
○特定非営利活動法人 全国若者支援ネットワーク機構 理事長
○特定非営利活動法人 日本アウトリーチ協会 理事長（以下、終了分）
○H26年度自立相談支援事業従事者養成研修事業企画委員会（厚生労働省）
○H26年度就労準備支援担当者養成研修に関する検討会（厚生労働省）
○社会保障審議会「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」委員（厚生労働省）
○「地方公共団体における困難を有する子ども若者の支援に関する調査研究」に係る企画分析会議（内閣府）
○「地域若者サポートステーション」事業の今後のあり方に関する検討会（厚生労働省）
○雇用戦略対話ワーキンググループ（内閣府）
○「困難を有する子ども若者及び家族への支援に関する調査研究」における企画分析会議（内閣府）
○「子ども若者の生活困窮支援のあり方に関する研究」委員会（厚生労働省）
○平成24年度特別支援教育総合推進事業運営協議会委員（県立太良高等学校）
○高校中退者等アウトリーチワーキンググループ委員（厚生労働省）
○「生徒指導・進路指導総合推進事業」運営協議会委員・評価検討会委員（佐賀県教育センター）
○全国若者支援プログラム作成委員会助言者（高知県教育委員会）
○魅力ある学校づくり推進事業に係るアドバイザー会議委員（佐賀県教育委員会）
○若者向けキャリア・コンサルティング研究会及び作業部会委員（厚生労働省）
○佐賀県教育研究ネットワーク副会長（佐賀大学実践教育研究センター）
○佐賀県次世代育成支援対策協議会委員（佐賀県旧こども課）
○市民活動プラザ運営委員会委員（佐賀市民活動課）
○佐賀県教育委員会の点検・評価に関する有識者会議委員（佐賀県教育委員会）等

※以下記載は、H25～28年度4年間のみ（暫定値）

直近5年で全国1,068か所から2,736名の視察・研修の受け入れ

講師派遣を中心に全国949か所62,974名を対象に研修・講演を実施

厚生労働省、内閣府等政府系の審議会や各種委員会へ複数の委員輩出

 **アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを
活用した多面的アプローチ**

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

佐賀県の取組に大きな影響を与えたH25年度の行革と喫緊に解決すべき課題

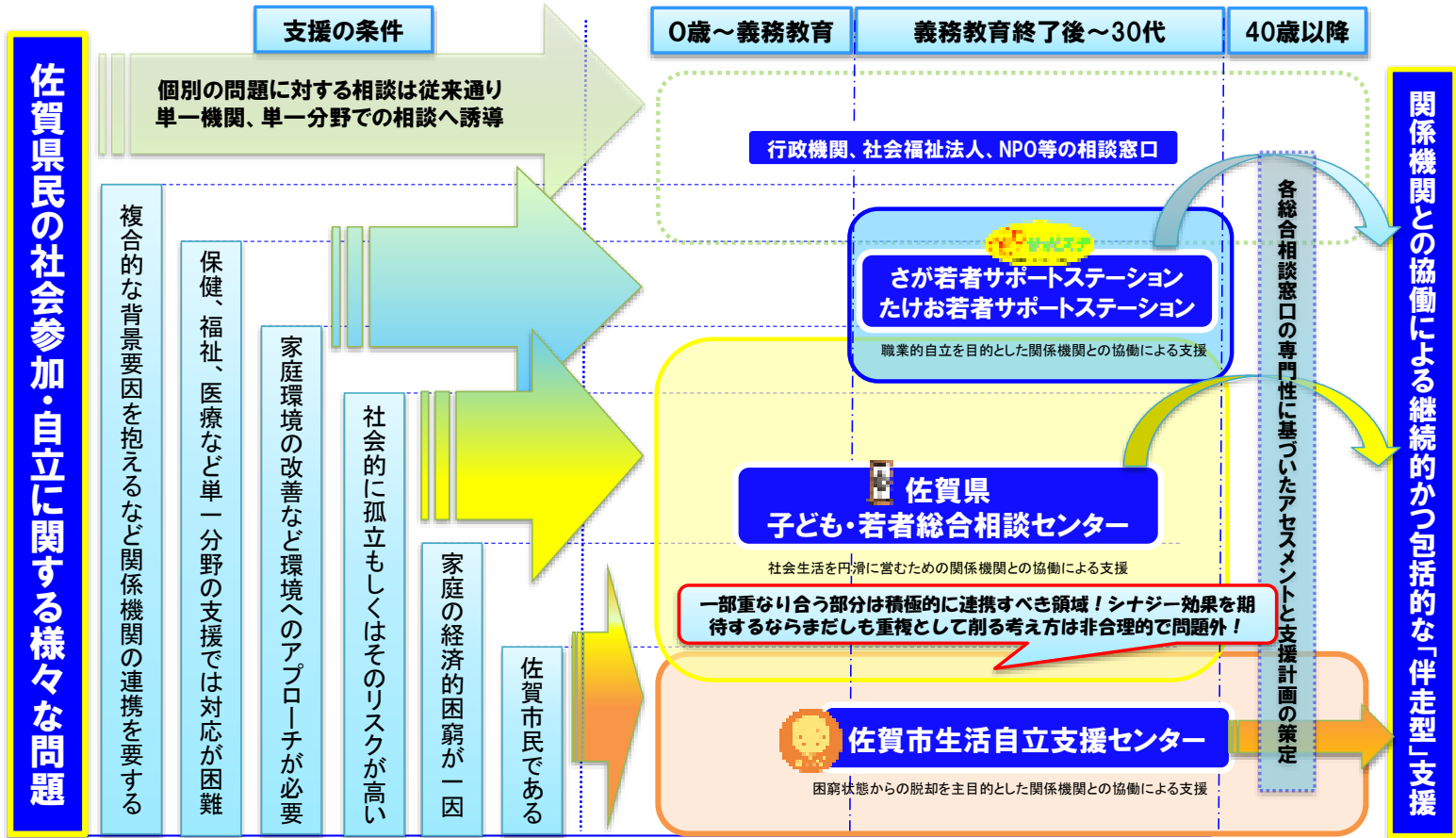
**子ども・若者支援分野の改革に向け一石を投じた
H25年度行政改革推進会議「秋のレビュー」とその後に
発生した副作用を払拭するには現場からの発信と
地方自治体における対策が不可欠**

～行革の本来目的の達成のためには財源論だけでなく当事者の「声」を加味した議論と現場からの具体案が必須！～



支援対象者の状態(所属する環境等を含む)によって適切に役割分担を行い、かつ、支援段階に応じて積極的な連携を図ることで各相談窓口の効果性を最大限高めることができる

平成25年度行政改革推進会議秋のレビューが出る前までの支援の条件と各相談窓口との関係



※地域若者サポートステーション事業によって整えられる支援機能とネットワークが関連事業を推進する上においても必須

※支援対象となる若者にとっても職業的自立を支援するサポステの位置づけは相談に対する抵抗感を低める上で重要

地域若者サポートステーション事業、生活困窮者自立支援制度、ひきこもり地域支援センター等重複排除の運用ルールによって本県では結果的に対応できないケースが増加するリスクが生じている！
受付段階の形式主義的手続によって制度の狭間に陥る「ひきこもり」等の当事者



行政改革推進会議「秋のレビュー」における評価者の指摘に対する誤った解釈から
本来の支援機能を失うリスクを抱えてしまった地域若者サポートステーション事業
～サポステの在り方の検討には「若者支援分野の有識者・実務者」を加えた徹底的な議論が不可欠～

※注)本スライドは
H26年度当初作成したもの

行政改革推進会議「秋のレビュー」

若者就職支援に関する事業

(地域若者サポートステーション関連事業)

とりまとめ

「若者就職支援に関する事業(地域若者サポートステーション関連事業)」

地域若者サポートステーション関連事業については、対象や地方自治体等との役割分担が明確ではなく、また、事業の有効性、費用対効果に関しての説得的な分析もなされておらず、PDCAサイクルの活用による適切な事業運営が行われているとは言いがたい。今後、各サポステの実績の把握・評価やサポステ卒業者の就労状況やその後の継続性についての把握等に取り組むべきではないか。

本事業以外にも地方自治体及び民間による取組、生活困窮者自立促進支援の枠組みづくりが進められている中、事業は有効とはいえず、事業に終期を設けるなど事業の出口戦略が必要ではないか。さらに学校連携事業については、ニート予備軍をサポステに誘導するような内容となっており見直しが必要ではないか。

「秋のレビュー」を受けてサポステ事業の予算は大幅に削減された上に若者支援5原則に反する制約が課せられている

① 予算の急激かつ大幅に削減

サポステ1か所当たり9,187,000円～16,967,000円(前年度の事業費の約23%～55%)が減額された。運営団体によっては職員を解雇せざるを得ず支援員が半分以下になった所や支援事業自体から撤退する動きも出てきている。

② 相談の入り口段階からの区分け(「縦割り」への逆行)

重複の排除という観点から、ひきこもりは「ひきこもり地域支援センター」、経済的問題は「生活困窮者自立支援法に係る窓口」とされ、入り口段階で厳格に区分けするように要求されている。当該窓口がない地域も多く支援が受けられない若者が出ている。

③ 中退リスクが高い生徒であっても在校生は支援の対象外

「学校連携推進事業は学校の本来機能を侵害する」という評価者の指摘でたとえ学校側がSOSを出した完全不登校生徒等であっても在學生は支援してはならないとされニートの状態に至る前、社会的孤立に至る前の未然防止の支援が困難な状態に。

④ 自宅等へのアウトリーチの実質上の禁止

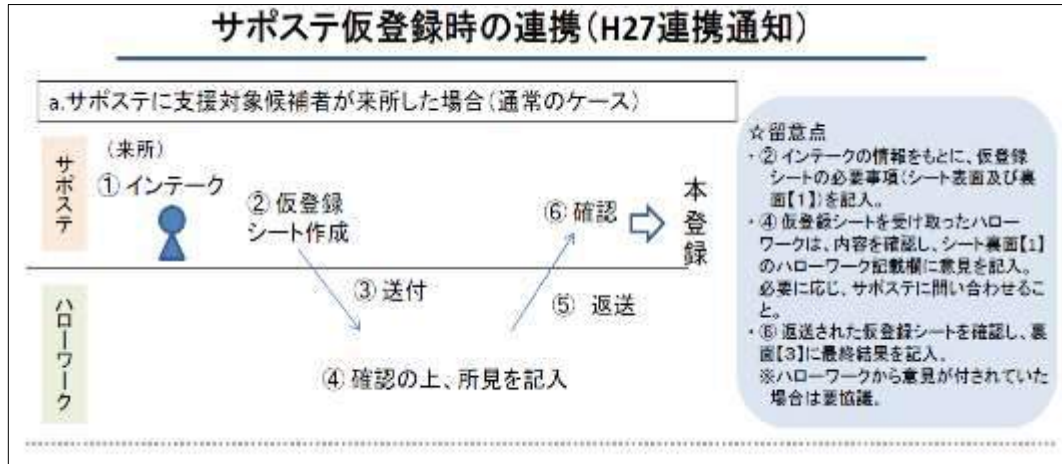
利用者の就労意識を表現するレベルデータが評価に用いられたため、その状態像に対する誤解が生じ、対人面、メンタル面、環境面等の複合的な問題を抱える利用者に対しては困窮者支援等の枠組で対応するように求められ、ニーズも高く効果も実証されているサポステでの自宅へのアウトリーチが実行できない状況に。

予算を大幅に削られた上に工夫の余地を奪う制限がかけられた状態では本来の相談ニーズに答えられない

当事者の相談行動を阻む煩雑化した申込手続や個人情報の運用ルール

～「重複排除」の論理は「縦割り」への逆行と形式主義につながる！間口を広くしその後の「連携協力」！こそ重要～

「連携」と称して「すみ分け」を求めサポステに義務化された「仮登録制度」



ア) サポステで相談支援を受けるためにはハローワークへの申請が義務化

イ) 申請者(若者)自身が抱える困難を記述し状態の見立てをレベル分け

ウ) 「経済困窮」や「ひきこもり」等他機関の利用者ではないことを証明

エ) 仮登録シートを見たハローワーク担当者の判断を経てサポステ本登録

【仮登録シート】

【全国各地で湧き上がる当事者の『疑問の声』の要約】

「サポステの支援が受けたくて来たのに何でハローワークへの申請や許可がいるの？」
「別の窓口からサポステに行った方が良くと紹介されたのにまた『たらい回し』なの？」
「引きこもってしまっている息子はこんな手続きなんてできない！排除する気なの？」
「本人が来ないと本登録できないので保護者の相談は受けられないと断られた！ヒドイ！」
「中退予定だけど在学中を理由にサポステでの相談が受けられないって意味不明！」
「近くにひきこもり地域支援センターないのにどうしろというのか？」
「生活困窮者自立支援制度の窓口では世帯の収入状況の確認が必要と言われた。何で就労支援を求めているのに親兄弟の収入まで言わなきゃいけないの？」
「サポステに所属するキャリアコンサルタントに相談したいのに何で経済困窮を理由に生活困窮者自立支援制度の窓口に戻されるのか？」
「他機関に回された上に就労段階に来たらまたこんな手続きさせられるの？」
「ワンストップ窓口って書いてあったのにそれって嘘なの？」

※参議院厚生労働委員会、人材開発統括官付参事官等の尽力でH30年度から廃止に！

「次世代にツケを回さない」観点から行革による効率化は極めて重要だが・・・
支援対象者である当事者の理解を得られない方法は行政不信を生むリスク大！

合理的とは言えない申請手続に加え互換性のないオンライン管理の帳票類等が課せられることで事務作業量が膨大に増加し、相談支援の時間が大幅に削られる事態に！

当事者の相談行動を阻む煩雑化した申込手続や個人情報の運用ルール

～「重複排除」の論理は「縦割り」への逆行と形式主義につながる！間口を広くしその後の「連携協力」！こそ重要～

【サポステの対象外となった若者が別窓口で一連の支援を受けるために必要な帳票類の実例】

支援対象者の自己決定権等を尊重するため、事業評価・適正化のために同意書名は重要な手続でもあるが、「誰にも知られたくない」という気持ちや当事者の心理的特性等にも徹底的な配慮が必要！

氏名、年齢、生年月日、性別、電話番号、住所、就職先、家族問題、不登校、引きこもり、非行、虐待、ドメスティック・バイオレンス、介護問題、病気、健康、障害、収入や生活費、資産、債務、税金や公共料金の滞納状況、主訴、解決したい課題、目標、プラン、モニタリング、就労内容、家族の収入…

【秘匿性の高い情報に関して「関係機関との情報共有に承諾」を求める「同意署名」が複数回必須】

【アウトリーチ対象者の実態】

修学時の不適応経験(97.2%)、いじめ被害を含む対人関係のトラブルをきっかけ(88.1%)、精神疾患疑い含む(50%)、発達障害疑い含む(40.9%)、家庭内暴力(40.3%)、依存行動(47.7%)、複数の支援機関の利用経験(63.1%)、相談支援に不信感、拒絶感を持つ当事者(61.4%)…

※厚労省側から2号要件等で自治体に裁量が与えられていることに留意！

生活保護のように現金給付がない制度にも関わらず就労準備支援事業(居場所活動や就労体験等)等法定支援を受けるためにはさらに本人以外の家族の収入および預貯金を記載した「資産収入申告書」の提出が一部自治体によっては課されている！

多重に困難を抱え傷つき疲弊し、人間不信、社会不信に陥っている若者等が煩雑化した申請を行ってまで相談支援を受けることができるのか？



当事者の相談行動を阻む煩雑化した申込手続や個人情報の運用ルールの改善

～「現場で縦割り、形式主義を突破！」当事者にとっての利便性を追求した佐賀県における「一括同意方式」～

複合的な困難を抱える世帯の場合、近年、煩雑化の傾向が顕著な申請方法では、各相談支援事業の利用申込の段階で数十枚の手続書類が必要になる場合も！

国、県、市、関係各課の協力を得て実現した「一括同意方式」による相談者にとっての利便性の向上

S.S.Fが社会参加・自立に向けて必要となる関連事業を受託・集約することで可能となった一括での申し込み！

本相談窓口をご利用頂くに当たってのお願い

本相談窓口は、ワンストップ型の相談サービスを提供するため、行政からの委託事業を集約する形で運営されています。本書裏面にてご説明させて頂く各相談支援事業の内容についてご理解頂き、受託・運営団体である「特定非営利活動法人NPOスチューデント・サポート・フェイス（以下、「S.S.F」と略記。）」より、ご提案させて頂く支援プランにご承諾頂ける場合は、下記様式にて、お申込み下さい。

本申込書は、各相談支援事業が必要となる手続書類と皆様からお預かりする個人情報取り扱いに関する同意書を兼ねています。別紙「個人情報に関する管理・取扱規程」を基にS.S.Fよりご説明させて頂く各事業における運用方針についてご理解頂いた場合にご署名下さい。なお、支援プランの変更については相談員が承りますのでお申し付けください。

相談支援サービス申込書兼個人情報の取り扱いに関する同意書

私は、本書裏面「事業内容一覧」に記載する事業内容についての説明を受け、S.S.Fより提案された支援プランについて同意します。その際、各事業において必要となる利用申込書及び同意書については、本書にて一括で申し込みを行います。また、別紙「個人情報に関する管理・取扱規程」について、説明を受けた上で、連携が必要となる関係機関（者）との情報共有に関して同意します。

来談者名 (ご署名)	フリガナ	利用申込日	年 月 日
生年月日	西暦 年 月 日 (歳)	性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> ()
相談者	氏名 連絡先	来談者との関係	<input type="checkbox"/> ご本人 <input type="checkbox"/> ご家族 (続柄) <input type="checkbox"/> その他 ()
住所	〒		
連絡先	固定電話 携帯電話	E-mail	パソコン 携帯電話
緊急連絡先	氏名 連絡先	相談者との関係	<input type="checkbox"/> ご家族 (続柄) <input type="checkbox"/> その他 ()

ご相談されたことや配慮を希望されることを具体的に記入下さい。

※厚生労働省 人材開発統括官付参事官(若年者・キャリア形成支援担当)及び社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室長の英断によって実現！

事業内容一覧	除外
1. 児童福祉子ども・若者総合相談センター事業 (委託者:佐賀県男女共同参画課、こども局こども未来課)	除外
平成22年に施行された「子ども・若者育成支援促進法」に基づく取組として、佐賀県が開設している総合相談窓口で、特定非営利活動法人NPOスチューデント・サポート・フェイスが受託する事業。S.S.Fは当該センターの委託を受ける他、指定支援機関(法第22条)として当該センターの運営に参画している。	
2. 佐賀県生活困窮者自立支援事業(委託者:佐賀県)	<input type="checkbox"/>
平成27年に施行された「生活困窮者自立支援法」に基づく取組として、佐賀県が開設している窓口で、さまざまな理由で経済的困難に陥り、生活困窮状態にある者に対し、生活困窮者自立支援センター(以下、「自立支援センター」と略記)において、専門の相談員が問題の解決に向けて一貫し支援、状況に応じた支援を行うこととする。相談員は当該センターの職員である。	
3. 生活困窮者就労準備支援事業(委託者:佐賀県)	<input type="checkbox"/>
佐賀県生活困窮者自立支援センターで当該事業を実施する中で、直ちに就労が困難な方に対しては、6か月から1年の期間、プログラムに沿って、一貫して行われた支援能力を高める取組に向けた支援や就労機会の提供を行います。本事業における支援を受ける際に必要な支援プランに対する同意については要する旨を記載した同意書に併せて記載されています。	
4. 生活困窮者学習支援事業(委託者:佐賀県)	<input type="checkbox"/>
生活困窮状態にある子ども・若者の学習支援をはじめ、日常的な生活習慣、仲間と交流し活動ができる場所づくり、進学に関する支援、高校進学後の進路選択に関する支援等、子ども・若者とご家族の対応に必要な支援を行います。佐賀県では生活困窮者自立支援センターにおいて実施の機会を確保しています。	
5. 佐賀県若年者センター子ども・若者相談支援委託事業(委託者:佐賀県)	<input type="checkbox"/>
佐賀県若年者センターの稼働に伴い開設した相談窓口で、三つどひきこもりや自立支援法が定められないに似む30歳以下の若年者や若者の相談を受け付けます。佐賀県に在住する若者の相談を受け付けます。必要に応じてアクトリーナ(訪問相談)を実施しています。また、若年者や若年者に対する自立支援に係る講座、教室等を開催します。	
6. 佐賀県ひきこもり地域支援センター事業 (委託者:佐賀県健康福祉部健康福祉課)	<input type="checkbox"/>
ひきこもり状態にある若年者や若者の相談を受けることと併せて、佐賀県が平成29年度より実施する委託事業で、ひきこもり状態にある若者の相談窓口として本県に開設した若年者相談センター(アクトリーナ)を実施しています。また、若年者や若年者に対する自立支援に係る講座、教室等を開催します。	
7. 地域若者サポートステーション事業(委託者:佐賀県労働課)	<input type="checkbox"/>
地域若者サポートステーションでは、働くことに悩みを抱えている15歳～39歳までの若者に対して、キャリアコンサルティングなどによる専門的な相談、キャリアコンサルティング機能によるステップアップ、協働型就労支援など、個別に合わせた支援を行います。佐賀県においては、当該センターを目的に設置されています。県単事業の運営上の必要性から厚生労働省、若者自立支援中央センターとの情報共有が行われています。	
8. 地域若者サポートステーションとの連携による子ども・若者寄り強い支援事業 (委託者:佐賀県男女共同参画課、こども局こども未来課)	<input type="checkbox"/>
平成27年に施行された「生活困窮者自立支援法」に基づく取組として、佐賀県が開設した相談窓口で、若年者や若年者に対する自立支援に係る講座、教室等を開催します。	
9. 相談支援サービスセンター(相談支援センター)併設型自立支援センター事業(委託者:佐賀県男女共同参画課、こども局こども未来課)	<input type="checkbox"/>
一定の時期にある若者の総合相談・支援窓口である「若年者サポートステーション」、「たけなわ若年者サポートステーション」において、心身のサポートが必要な支援対象者に対して、臨床心理士による心理カウンセリングを行うこととする。若者の相談の自立支援します。佐賀県が業務委託を行う予定であるが、実施主体は、佐賀県民生活の向上に寄与するものと見なされています。	
10. 訪問支援による学校復帰サポート事業(委託者:佐賀県教育庁学校教育課)	<input type="checkbox"/>
学校復帰前・実施中にコーディネーターとなる若年者を配置すると共に、学校復帰が困難な不登校児童生徒等に対し、訪問支援等の相談支援を行う訪問支援員と連携して、学校復帰を目指した支援を行います。学校や教育委員会からの支援要請を受け、臨床心理士や家庭教師等の訪問支援業務を行う予定であるが、実施主体は、佐賀県民生活の向上に寄与するものと見なされています。	
11. 不登校児童生徒支援事業 (委託者:佐賀県)	<input type="checkbox"/>
不登校児童生徒を支援対象とした佐賀県独自の自立支援事業で、小中学校に22名の専任の学習支援員を配置し、相談支援を実施します。また、完全不登校の状態でもひきこもりの状態にある児童生徒に対しては、ICTを活用した通学での学習支援に加え、S.S.Fの職員が訪問支援を実施し従来と異なる効果的な自立支援につなげています。	

S.S.Fが受託運営あるいは関与する14事業の委託者及び事業説明が記載。

相談内容に関係のない事業は自動的に除外もしくは希望に応じて除外できる仕組み

各事業において必要となる利用申込書及び個人情報取り扱いに関する同意書が本書にて一括で手続ができる！当事者の負担軽減だけでなく、個人の意思がしっかりと表明できるよう配慮！

現場から「縦割り」「形式主義」の突破を図った佐賀県における「一括同意方式」実現の背景には、社会問題に真摯に向き合う行政・民間双方の強い思い！